

千歳市労政審議会条例

昭和 43 年 4 月 1 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 市の労政問題について調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市労政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 労働力需給関係及び労働力流動状況に関すること。
- (2) 雇用対策及び雇用促進に関すること。
- (3) 労働条件の改善向上に関すること。
- (4) その他労政問題の調査等に関すること。

2 審議会は、前項の事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 使用者を代表する者
- (2) 労働者を代表する者
- (3) 知識経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き継ぎその職務を行うものとする。

4 特別委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 20 日条例第 27 号）

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

千歳市労政審議会条例施行規則

昭和 43 年 4 月 1 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千歳市労政審議会条例（昭和 43 年千歳市条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第 2 条 千歳市労政審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 3 条 条例第 6 条の専門部会（以下「部会」という。）は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する。

(部会長)

第 4 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務処理する。

3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(準用)

第 5 条 第 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(審議会への報告)

第 6 条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、労政担当課において行う。

(委任)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 30 日規則第 66 号抄）

(施行期日)

この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。